

FORTS利用規約

FORK

株式会社フォーク

(本規約の適用)

第1条

株式会社フォーク（以下「甲」という。）は、本規約に基づき、FORTS利用契約者（以下「乙」という。）に対して、本サービスを提供する。乙は、FORTS利用の申込みを行うに際して、本規約の内容を承諾したものとする。

(定義)

第2条

本規約においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- ・ 本サービスとは、甲が提供する各種サーバーホスティングサービス及びこれに付随するサービス並びにオプションサービスをいう。
- ・ FORTS利用契約（以下「本契約」という。）とは、甲と乙との間で締結する本サービスの利用契約をいう。
- ・ アップグレードとは、本サービスの種類を基本料金がより高額なサービスに変更することをいう。
- ・ 初回請求金とは、各種サーバーホスティングサービスの初期費用、月次運用費用、オプション料金その他の全ての料金及び手数料並びに消費税の総称をいう。
- ・ 初回請求書とは、初回請求金の請求書をいう。
- ・ 初回請求とは、初回請求書による初回請求金の請求をいう。
- ・ 初回請求有効期間とは、初回請求書の日付から14日間をいう。
- ・ 継続料金等とは、各種サーバーホスティングサービスの月次運用費用、オプション料金その他の全ての料金及び手数料並びに消費税の総称をいう。
- ・ 従業者等とは、甲又は乙の役員（執行役、執行役員を含む。）及び顧問等並びに従業員、パート社員及び受入派遣社員等、その他の甲又は乙の組織内にあつて直接間接に甲又は乙の指揮監督を受けて甲又は乙の業務に従事している者をいう。
- ・ 個人情報等とは、乙の従業者等及び顧客の個人情報をいう。

(本規約の変更)

第3条

1. 甲は、本規約を必要に応じて変更する場合がある。
2. 前項の変更を行う場合、甲は、乙に対して、変更内容を甲のホームページ上（URL：<http://www.fork.co.jp/>）に掲載することによって通知し、通知した時点より変更後の本規約の効力が生じるものとする。

(別個の利用契約との関係)

第4条

甲と乙との間で、本契約とは別個の利用契約を締結し、当該利用契約の条項の内容と本規約の条項の内容とが相反する場合、当該利用契約の条項が本規約の条項に優先するものとする。

(サービスの廃止)

第5条

1. 甲は、本サービスの全部又は一部を廃止する場合がある。
2. 甲は、前項の場合、乙に対し、2か月前までにその旨を甲のホームページ上（URL：<http://www.fork.co.jp/>）で通知するものとする。但し、各登録機関等の事情に基づいて廃止する場合は、この限りではない。

(利用者及び利用目的)

第6条

1. 乙は、法人に限られるものとし、乙は、本サービスを、自己の営む事業のために利用するものとする。
2. 乙は、本契約申込に際し、本サービスの具体的な利用目的を利用申込書の所定の欄に記載するものとする。

(契約手続等)

第7条

1. 申込者は、別紙の利用申込書に所定の事項を記載の上、甲に対し、同書を直接交付、ファックス送信又は郵送することにより、本契約の申込をするものとする。
2. 甲は、前項の申込を承諾する場合、申込者に対し、初回請求書を、直接交付、郵送又はファックス送信の方法により交付するものとする。
3. 本契約は、以下の各号のいずれかに該当する時に成立するものとする。
 - ・ 甲が申込者に対し初回請求書を直接交付した時。
 - ・ 甲が申込者に対し初回請求書をファックスにより送信した時。
 - ・ 甲が申込者に対し初回請求書を郵送にて発送した時。
4. 甲は、前項によって本契約の効力が生じた場合、本サービスのサービス開始案内をファックス又は郵送で申込者宛に遅滞なく発信するものとする。
5. 前項の場合、甲は、必要があるときは、遅滞なく、申込ドメイン名取得又は対象ドメイン名移管等本サービス開始に向けた手続を開始し、サーバー等の設定を行うものとする。
6. 乙は、甲に対して本サービスの提供を請求できる地位を、第4項に基づき甲が本サービスのサービス開始案内を発信した時から取得するものとする。
7. 甲は、初回請求有効期間内に初回請求金の入金がない場合、本契約を、直ちに解除することができるものとする。
8. 甲が、前項により本契約を解除した後に入金があった場合、甲は、その返金の措置を講じるため、遅滞なくその旨の書面を利用申込書における申込者の住所宛に発送して連絡するものとする。但し、返金手続のための諸費用は申込者の負担とする。

(申込の拒絶・契約の解除)

第8条

1. 甲は、申込者が以下の各号のいずれかに該当する場合、当該申込者による本契約の申込みを承諾しないことができる。
 - ・ 申込みの際に虚偽の届け出をしたとき。
 - ・ 手形又は小切手を不渡りとしたとき。
 - ・ 支払停止又は支払不能となったとき。
 - ・ 監督官庁より営業停止、営業免許又は営業登録の取消の処分を受けたとき。
 - ・ 仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、公租公課の滞納処分を受けたとき。
 - ・ 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあったとき、もしくは清算手続に入ったとき。
 - ・ 解散の決議をしたとき。
 - ・ 前各号のほか、本サービスの初回請求金及び継続料金等の支払を怠るおそれがあるとき、又は債務の履行が困難と想定されるとき。
 - ・ 本サービスの利用料金等の決済のために指定した預金口座の利用を認められないとき。
 - ・ 申込み以前に甲との間の契約を甲から解約されているとき、又はその利用が申込みの時点で一時停止中であるとき。
 - ・ 甲の営業妨害をし、又はそのおそれがあるとき。
 - ・ 甲の競合他社等が甲の業務内容を調査する目的で申込を行ったとき。
 - ・ 申込者の信用等の調査のため必要な資料の提出を拒絶したとき。
 - ・ 前各号のほか、甲の業務遂行に著しい支障が生じるおそれがあるとき。
2. 甲は、乙が第1項各号のいずれか又は以下の各号のいずれかに該当する場合、事前の通知、催告をすることなく、一時的に本サービスの一部又は全部を停止し、あるいは何らの通知、催告をすることなく本契約の一部又は全部を解除できるものとする。
 - ・ 甲からの請求に対する支払いを遅延し、又は支払を拒否したとき。
 - ・ 本規約の条項に違反したとき。
 - ・ 甲の利益に反する行為をしたとき。
 - ・ 乙と連絡がとれないとき。
 - ・ 各ID 又は各パスワードを不正に使用したとき。
 - ・ 本サービスの利用に当たって、コンピュータウイルスなどの、甲及び第三者の業務を妨害しもしくはそのおそれのあるコンピュータ・プログラムを使用し、又はこれらを第三者に提供し、又はそれらのおそれのある行為をしたとき。
 - ・ 前各号のほか、甲の業務遂行上支障を及ぼすと認められるとき。
3. 甲は、乙が合併又は会社分割をしたとき、乙に対して書面で通知することにより、本契約を直ちに解除することができるものとする。
4. 前2項により本契約の一部又は全部が解除された場合、解除された日が属する月に係る料金は返金しないものとする。

(事前通知による解除・終了)

第9条

1. 乙は、甲に対して書面で通知することにより、本契約の一部又は全部を解除することができるものとする。
2. 前項の通知による解除の効力は、甲に当該通知が到達した日が属する月の翌月末日に生じるものとする。但し、特別な理由により甲がこれ以外の期日を指定した場合には、乙は、甲の指定に従うものとする。

(契約終了の効果等)

第10条

1. 本契約が終了した場合、甲の設備内に蓄積された乙のデータは事前の通知なしに完全に消去されるものとする。
2. 前条の場合、甲は、いかなる形態であれ、それらデータあるいはそのコピーを乙に対して利用させる義務を負わないものとする。
3. 乙の責任及び乙に対する制限の全てに関する各条項は本契約の終了後も継続して完全な効力を維持するものとし、乙は、甲に対し、本サービスの利用期間及びその期間経過後において乙が本規約に違反することにより甲が被った一切の損害を、賠償するものとする。

(甲から乙に対する通知方法)

第11条

1. 甲から乙への通知は、甲のホームページ (URL : <http://www.fork.co.jp/>)、書面又は電子メールにより行う。
2. 前項における電子メールによる通知にあたっては、乙が指定した受信メールアドレスをもって、通知先アドレスとする。
3. 前項の規定に基づき、甲から乙に対する通知を電子メールの送信により行う場合には、当該通知は、その内容がインターネット接続サービス用設備に入力された日に乙に到達したものとする。但し、「インターネット接続サービス用設備に入力された」とは、乙が通常の方法でアクセスすれば閲覧できる状態におくことを意味し、乙が実際に読むことまで必要とはしないものとする。

(契約期間及び起算日)

第12条

1. 本契約の期間は、最低でも1ヶ月間とし、これより長い期間を定める場合は、1ヶ月間を最低の単位とする。
2. 月の中途から本サービスの提供を開始する場合には、甲が本サービスの提供を開始した日を始期とし、その日から1ヶ月後を終期とする期間とする。但し、特別な理由により甲がこれ以外の期間を指定した場合には、乙は、甲の指定に従うものとする。

3. 乙が前項の契約期間の途中で、乙の意思により本サービスの一部又は全部の利用を中止する場合、乙は、甲に対し、前項の期間中の利用料金全額を支払わなければならないものとする。
4. 月の中途から本サービスの提供を開始する場合、これに係る初回の月次運用費用の起算日は、本サービスの提供を開始した日からとする。
5. 本契約の期間が満了する場合、甲は継続のための案内を第11条第1項規定の方法により通知する。但し、乙が、利用料金の支払方法として預金口座からの自動振替を利用する場合、口座引落としの実行をもって本契約が1ヶ月間単位で自動更新されるものとする。

(サービスの種類の変更)

第13条

1. 乙は、3週間前までに書面により甲に申込みを行う方法により、アップグレードの変更の申込みをすることができる。
2. 前項の変更の申込みがあった場合、甲は、乙に対して、当該申込みの到達から1週間以内に、書面により当該申込みの諾否を発信するものとする。
3. 第1項の変更申込みに対する甲の承諾があった場合、乙は、甲に対し、アップグレードにより生じる利用料金の差額（月払い月次運用費用に契約期間の残存月数を乗じた額）を支払わなければならないものとする。
4. 甲は、技術的に困難であるなど甲の業務遂行上支障があるときは、第1項の変更申込を承諾しないことができる。

(サービスの中止)

第14条

1. 甲は、次のいずれかに該当する場合、乙に事前に連絡することなく、甲の判断によって本サービスの一部又は全部を中止することができるものとする。
 - ・ 天災、事変、その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、電気通信事業法第8条に定める処置を取るとき。
 - ・ 前号規定の法律上の要請の如何に拘らず、天災、事変、その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき。
 - ・ 甲の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない事由が生じたとき。
 - ・ 甲の契約先業者変更に伴う等により、電気通信設備の修正、変更その他やむを得ない事由が生じたとき。
 - ・ 法令に基づく規制が適用されたとき。
 - ・ その他、甲の業務遂行上必要不可欠な緊急の事情があるとき。
2. 甲は、前項に基づく本サービスの提供の中止によって生じた乙の損害につき、第27条第1項に規定する場合を除き、責任を負わないものとする。

(利用権譲渡等の禁止)

第15条

乙は、甲と別途格別の合意がある場合を除き、本サービスの利用に関する権利について、第三者に譲渡、名義変更、貸与及び質権その他の担保設定等の行為をできないものとする。

(住所等の変更の届出)

第16条

1. 乙は、本店所在地、連絡先、メールアドレスその他甲への届出内容に変更が生じた場合、甲に対し、速やかに書面で変更を届け出るとともに、甲から請求があったときは、速やかに届出内容の変更を証明する資料を提出しなければならないものとする。
2. 本条に定める変更の届出がなかったことで乙が不利益を被ったとしても、甲は一切その責任を負わないものとする。

(秘密保持)

第17条

甲及び乙は、本契約に基づき知りえた、相手方の営業秘密を、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示、漏洩しない。

(個人情報等の保護)

第18条

1. 甲は、個人情報等を乙から直接収集した場合又は乙以外の者から間接に知らされた場合には、これを保存することができる。
2. 甲は、第19条第4項及び次項以下の場合を除き、個人情報等を乙以外の者に開示、提供しないものとする。
3. 甲は、刑事訴訟法第218条その他法令の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとする。
4. 甲は、警察官、検察官、検察事務官、国税職員、麻薬取締官、弁護士会、裁判所等の法律上照会権限を有する者から照会を受けた場合、又は緊急避難もしくは正当防衛に該当すると甲が判断した場合には、第2項の規定にかかわらず、法令等に基づき個人情報等の照会に応じることができるものとする。
5. 甲は、サーバー設備の故障その他のトラブル等に対処するため、契約ディレクトリ内のデータを複製することができる。

(料金支払)

第19条

1. 乙は、甲に対し、初回請求金のほか、継続料金等を支払うものとする。
2. 乙は、本契約の一部又は全部が解除され、又は終了した場合、既に支払済みの料金等について、返還を受けることができないものとする。

3. 本契約の一部又は全部が解除され、又は終了した場合、その時点において乙が甲に対して本契約に基づき負担している料金その他の債務（損害賠償債務・違約金支払債務を含む）の履行は、第20条に基づいてなされるものとする。
4. 乙は、甲が加盟する信用情報機関に当該乙の支払能力に関する情報を提供し、調査することに同意するものとする。

（継続料金等の支払方法等）

第20条

1. 乙の甲に対する継続料金等の支払期日は、対応する利用期間の開始日が属する月の前月の25日（当日が休日・土曜日の場合は、その直前の営業日）とする。但し、特別な理由により甲がこれ以外の支払期日を指定した場合には、乙は、甲の指定に従うものとする。
2. 乙は、甲に対し、甲指定の預金口座への振込により、継続料金等を支払うものとする。但し、特別な理由により甲がこれ以外の支払方法を指定した場合には、乙は、甲の指定に従うものとする。
3. 乙が、第1項の期日まで継続料金等を支払わない場合、乙は、甲に対し、第2項の方法により、未払いの残高に対して年14.6%の割合の延滞料を支払うものとする。
4. 甲は、乙に対し、毎月の末日付で甲規定の翌々月分の継続料金等の請求書を郵送するものとする。但し、特別な理由により甲がこれ以外の請求書発行方法並びに郵送方法を指定した場合には、乙は、甲の指定に従うものとする。

（各ID及び各パスワード）

第21条

1. 甲は、乙に対し、本サービス利用に必要なID及びこれに対応するパスワードを発行し、本サービスのサービス開始案内に記載して通知するものとする。
2. 乙は、前項の各ID及びこれに対応する各パスワードを第三者開示又は漏洩することなく、厳重に管理するものとする。
3. 乙は、自己の各ID及び各パスワードにより本サービスが利用されたときには、乙自身の利用とみなされることに同意する。

（利用に伴う責務）

第22条

1. 乙は、本サービスを適正に利用すべき責務を負うものとする。
2. 乙は、本サービスを通じて乙が提供するいかなる情報についても、権利者の許諾を得ない限り、著作権法で認められる私的使用の範囲を超えて使用できない。
3. 乙は、本件各種サービスの利用に当たって、他人の著作権、著作者人格権、商標権、肖像権、名誉、プライバシー等、他人の権利を侵害することのないよう十分に注意しなければならない。
4. 乙は、法律及び本規約の規定に違反して問題が発生した場合、自己の費用と責任で解決するものとし、甲に何等の迷惑や損害を及ぼさないものとする。

(法令等の遵守及び禁止行為)

第23条

1. 乙は、本サービスの利用に関し、適用される全ての法規（日本法に限らず、関係する諸外国の法規も含む）を遵守しなければならない。
2. 乙は、インターネット関連の資源の適切な利用に関する規則で一般に公正と認められる規則を遵守しなければならない。本サービスの利用に当たり、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。
 - ・ 甲が本サービスのために提供するサーバーを共有する他の利用者の利用を妨げる行為。
 - ・ 過度にCPU や保存領域、トラフィックを浪費するようなプログラム（CGI、JAV A 等） やポストの使用等、サーバー及び回線に過度に負担のかかる利用行為。
 - ・ トップページがない運営、ファイル保管庫、ファイル交換としての利用等、一般的なホームページ公開としての利用以外の利用行為。
 - ・ 画像アップローダーとしての利用。
 - ・ 甲が本サービスのために提供するサーバー内のCGIを第三者にレンタル使用させる行為。
 - ・ 第三者のメールアドレスや個人データなどの盗用や売買行為、それを利用した嫌がらせ（メーリングリスト、メールマガジンへの無許可の登録等）行為。
 - ・ 他者（甲を含む。以下、同じ）の著作権、著作者人格権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又はそれらを侵害するおそれのある行為。
 - ・ 他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、又はそれらを侵害するおそれのある行為。
 - ・ 他者を差別もしくは誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 - ・ 犯罪に結びつき、又は結びつくおそれのある行為。
 - ・ わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待にあたる画像・文書等、性的小説、裸の画像、未成年者や青少年の利用を制限する情報、出会い系サイト、その他風俗、アダルトに関する情報を流すこと、又はそれに類するものとして甲が不相当と判断する情報を流すこと。
 - ・ 無限連鎖講（ネズミ講）もしくはこれに類似する疑いのあるものを開設し、又はこれを勧誘する行為。
 - ・ 公職選挙法に違反する行為、あるいはそのおそれのある行為。
 - ・ 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
 - ・ 相手方の承諾なしに広告、宣伝もしくは勧誘のメールを送信する行為、又は相手方が社会通念上の受忍限度を超える嫌悪感を抱き、もしくはそのおそれのあるメール（嫌がらせメール等）を送信する行為。
 - ・ ウィルス等の有害なコンピュータ・プログラム等を送信又は掲載する行為。
 - ・ 他者の設備等又はインターネット接続サービス用設備の利用もしくは運営に支障を与える行為、又は与えるおそれのある行為。
 - ・ その他法令もしくは公序良俗に違反（売春、暴力、残虐等）し、又は他者に違法な損害を与える行為。

- ・ その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為。

(情報等の削除等)

第24条

甲は、乙による本サービスの利用が本規約に違反する場合、又は当該利用に関して第三者から甲に対しクレーム、請求等がなされ、かつ甲が必要と認めた場合、あるいはその他の理由で本サービスの運営上不適当と甲が判断した場合には、以下の各号の措置を講ずることができるものとする。

- ・ 乙に対し本規約に違反する行為をやめるように要求する。
- ・ 乙に対し、第三者との間で、クレーム等の解消のための協議を行なうよう要求する。
- ・ 乙に対して、表示した情報の削除を要求する。
- ・ 乙に対して事前に通知、催告することなく、乙が発信又は表示する情報の全部もしくは一部を削除し、又は第三者が閲覧できない状態に置く。
- ・ 違反状態が解消するまで、乙による本サービスの利用を一時停止する。
- ・ 乙に対して何らの催告をすることなく本契約を一部又は全部を解除する。

(高負荷)

第25条

1. 乙が利用しているSSI、PHPおよびCGIプログラム等や動画再生及びファイルダウンロードにおいて、甲が提供している装置に過度な負担をかけると甲が判断した場合、または、アクセス過多により、対象設備の運用に著しく影響を与えると甲が判断した場合（これらの場合を総合して、以下「高負荷」という。）、甲は乙に事前通知することなく、乙が利用している本サービス等（本サービスに付随するサービスを含む）の提供を一時停止できる。
2. 前項により本サービス等が一時停止された場合、乙は以下の対策のいずれかを取らなければならない。
 - ① 甲の提供する上位サービスへ契約を移行させること。
 - ② 現在利用中のサービスの利用を続ける場合には、高負荷の原因を取り除くこと。その際、甲に作業が発生した場合には、その費用は乙が負担する。
 - ③ 利用契約を解約すること。
3. 甲が提供している対象設備に対し、継続的に高負荷をかけている（例えば甲のサービスを利用している他の利用者と比べて著しく負荷が高いとき）と甲が判断した場合、乙は前項と同様の対応をしなければならない。

(甲の免責及び乙の損害賠償責任等)

第26条

1. 乙が、本サービスの利用に伴い、国内外を問わず第三者に対して損害を与え、又は第三者からクレームを受けた場合、乙は、自己の責任と費用でこれを処理解決し甲に一切損害を及ぼさないものとする。
2. 乙が、本サービスの利用に伴い、国内外を問わず第三者から損害を受け、又は第三者に対してクレームを通知する場合においても、前項と同様とする。
3. 乙が、本サービスの利用に伴い、その故意又は過失によって甲に損害を被らせた場合は、甲が乙との間の本契約を解除するか否かにかかわらず、甲に対して損害賠償の義務を負うものとする。
4. 乙による本サービス利用に関して、乙の従業者等の行為に起因して甲が損害を被った場合は、乙は、甲に対し、当該行為者とともにその損害を賠償する義務を負うものとする。

(甲の損害賠償責任)

第27条

1. 本契約期間中、甲の責めに帰すべき事由により、乙が本サービスを全く利用できない状態に陥ったときは、乙が当該サービスを全く利用できない状態にあることを甲が知った時刻から起算して、連続して24時間以上にわたり、乙が当該サービスを利用できなかったときに限り、甲は乙に対し損害の賠償をする。
2. 前項の場合、甲は、乙からの請求により、当該サービスを利用できないことを甲が知った時刻から当該サービスの提供が可能と甲が確認した時刻までの時間を24で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に、当該サービスにかかる月額料金の30分の1を乗じて算出した額を限度として、乙に現実に発生した直接損害の賠償請求に応じる。但し、乙が当該請求をし得ることとなった日から3ヶ月を経過する日までに当該請求をしなかった場合は、乙はその権利を失うものとする。
3. 甲はその帰責事由により前条（甲の守秘義務等）に反する行為をして乙に損害を与えた場合、乙に対して、その請求に基づき、利用契約の月額料金を限度とした通常の直接の損害の賠償をする。

(準拠法)

第28条

本規約及び本契約に関する準拠法は、日本法とする。

(協議)

第29条

甲及び乙は、本規約に定めのない事項が生じたとき、又は本規約の各条項の解釈に関して疑義が生じたときは、誠意をもって協議し、これを円満に解決するものとする。

(合意専属管轄)

第30条

甲と乙との間で本規約及び本契約に関して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

2003年11月1日制定・施行

2009年3月1日改定・施行

2014年10月15日改定・施行